

福島町森林整備計画書

自 平成22年 4月 1日

計画期間

至 平成32年 3月31日

福島町

目 次

第1	伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林整備及び保全の現状と課題	1
2	森林整備及び保全の基本方針	1～2
3	造林から伐採に至る森林施業の推進方策	3～4
4	森林施業の合理化に関する基本方向	4
第2	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4～6
3	主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢	6
4	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	6
5	その他必要な事項	7
(1)	資源の循環利用林において留意すべき事項	7
(2)	その他伐採に関する留意事項	7
第3	造林に関する事項	7
1	人工造林及び天然更新の対象樹種	7～8
2	植栽本数その他造林の標準的な方法	8～10
3	伐採跡地の更新すべき期間	10
4	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在	10～11
5	その他必要な事項	11
第4	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法	12
2	保育の作業種別の標準的な方法	12～13
3	その他間伐及び保育の基準	13～14
4	間伐を実施すべき森林の立木の収量比数	14
第5	要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び 時期に関する事項	14～15
第6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域	15～16
2	公益的機能別施業森林の区域における施業の方法	16～17
3	その他必要な事項	17
第7	森林の保健機能の増進に関する事項	17
1	保健機能森林の区域	17
第8	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進方向	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
第9	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保の方向	19
2	林業労働者及び林業後継者の育成方策	19
3	林業事業体の体質強化方策	20

第10	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
1	林業機械化の促進方向	20
2	高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	20
3	林業機械化の促進方策	20
第11	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1	作業路網等の整備の方向	20～21
2	作業路網の整備計画	21
3	その他森林の整備のために必要な施設の整備計画	21
第12	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
第13	その他森林の整備のために必要な事項	21
1	森林施業計画の作成に関する事項	21～22
2	生活環境の整備に関する事項	22
3	森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	22
4	森林の総合利用の推進に関する事項	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22～23
6	森林の土地の保全に関する事項	23
7	その他	23～28
別表1	公益的機能別施業森林の区域	28
別表2	公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域	29～31

第1 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備及び保全の現状と課題

当町は渡島半島の西部に位置し、総面積は18,718haで東部は知内町、西部は松前町に接し北部は檜山管内上ノ国町に接している。地勢は、北に大千軒岳がそびえ南は津軽海峡に面している。地形は山岳、丘陵によって起伏に富みこれらの山岳、丘陵に源を発する大小の河川が町内を横断し、津軽海峡に注がれている。

森林面積は17,302haで総面積の93%をしめている。森林面積のうち民有林面積が10,851ha（道有林6,740ha、町有林1,231ha、その他民有林2,880ha）国有林が6,451haで37%、民有林の内人工林は2,578haで人工林率24%となっている。樹種はスギを主体とし、トドマツ、カラマツ、その他人工林となっている。年齢構成は35年生以下が580haで22%となっており、今後間伐・枝打等を主体とした保育管理を適正に実施していくことが重要である。

海岸線に沿って急峻な山岳が人家裏までせまってきた地域が多く、森林の治山、治水、山地災害防止機能に期待する所が大きいため、保安林指定等を推進し、粗悪林の改良を図る等地域住民の生活環境の改善を推進する必要がある。

当町の主産業は漁業であるが、東部千軒地区の知内川流域及び中央福島川流域には田畑も多く農作地帯となっている。又、椎茸生産も盛んであり今後期待がもたれている部門の一つとなっている。

又、住宅周辺の森林公園については住民の憩いの場として遊歩道、東屋、林内整備等を図っているが、今後益々森林とのふれあいの場としての整備及び保全が必要である。

2 森林整備及び保全の基本方針

森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。こうしたことから、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を「水土保持林」、「森と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分（ゾーニング）し、望ましい森林の姿へ誘導するよう努めるものとする。

また、森林の整備及び保全等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等を活用することとする。

森林の区分ごとの森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区分と森林の整備及び保全の基本方針】

森林の区分		重視すべき機能	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
公益的機能別施業森林	水土保全林	水源かん養機能 又は 山地災害防止機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、落葉などの有機物が土壌に豊富に供給され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力や水を蓄える土壌中のすき間が十分に形成され保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、複層状態の森林へ誘導する際は、天然力も活用した施業を推進する ・山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や産地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する
	森林と人との共生林	生活環境保全機能 又は 保健文化機能	原生的な自然環境を構成し、貴重な野生動物の生息・生育に適している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全や森林と人との共生を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する ・生活環境の保全、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する ・防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する
資源の循環利用林		木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長の旺盛な森林であって、団地的なまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本とし、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する

3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次表の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

(1) 森林の施業方法

区 分	施 業 方 法	対象とする森林
育成単層 林 施 業	・森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層 林 施 業	・森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林 施 業	・主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

なお、次の地区においては、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

- ① 住宅化の進んだ月崎地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、遊歩道の整備・延長、休憩施設等の増設等を図ることとする。
- ② 三岳、住川地区においては、成熟しつつあるスギ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。
- ③ 三岳、日向地区の広葉樹については、椎茸原木の計画的な供給を推進するため、ナラを中心とする森林施業を推進する。
- ④ さらに、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本町の労働の担い手である福島町森林組合は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分が多く、又、間伐を計画的に推進するためにも、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとする。

(2) その他必要な事項

- ① 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、根茎の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因

とならないよう十分留意するものとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

③ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

4 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

第2 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に次のとおり定めます。

	樹 種	標準伐期齢
人	エゾマツ（アカエゾマツを含む。）	60
	トドマツ	50
	カラマツ	30
工	スギ	50
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ〈天然林を含む。〉	30
林	その他広葉樹	40
	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
天	・ 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は、次のとおり行うものとします。

(1) 育成単層林施業

皆伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、一箇所当た

りの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するものとします。特に水土保持林にあっては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりや森林の構造に留意し、一箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採林齢の長期化をはかるものとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

なお、資源の循環利用林にあっては、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の伐採については、次表を目安として定めるものとします。

【資源の循環利用林：育成単層林】

樹種	生産目標	仕立方法	主伐時期
カラマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立	60年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立	55年
スギ（一般民有林）	一般材生産・35cm	密仕立	70年

(2) 育成複層林施業

主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光があたるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。また、効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりをもった伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の小規模化、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。伐採後に人工林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適切な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～50%を目安とします。

天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

なお、水土保持林にあっては、公益的機能の維持増進を図る観点から、森林の年齢構成、林道の整備状況等地域の実情等に応じて積極的に推進するものとします。

(3) 天然生林施業

主伐に当たっては、主として天然力を活用することにより森林を成立させる観点から、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案して行うものとします。

また、自然景観や地域住民の生活環境等に与える影響を最小限にするため、大面積によ

る伐採を避けることとし、確実な更新を促すための保護樹林帯を残すものとします。

なお、森林と人との共生林で自然環境の保全を最も重視する森林にあつては、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性と野生生物との共存に配慮した回廊状の森林の確保を図るものとします。

3 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

この年齢に達していない森林については、原則として伐採を認めない「主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢」を下表のとおり定めます。ただし、次の森林については適用されません。

- (1) 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林にあつて立木の伐採について禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林
- (2) 特用林及び自家用林
- (3) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林として4で定める森林
- (4) 試験研究の目的に供されている森林、その他これに準ずる森林
- (5) 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に在する森林

	樹 種	林 齢
人 工 林	スギ	30
	エゾマツ（アカエゾマツを含む。）	40
	トドマツ	30
	カラマツ	15
	その他針葉樹	20
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	15
	その他広葉樹	20
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	30
	・ 広葉樹	30
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	15

4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林所有者等の情報協議により病虫害の被害を受けている森林については、択伐するなどし、他の森林への防止を図ることとする。なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うことがあります。

5 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう長伐期施業を検討するものとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

- ① 森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積の主伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとします。
- ② 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害など各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、一箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて所要の保護樹林帯を残すよう努めるものとします。
- ③ 次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
 - a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等
 - c 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等
- ④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。
- ⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。
- ⑥ 河川及び湖沼周辺における生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めるものとします。

第3 造林に関する事項

1 人工造林及び天然更新の対象樹種

(1) 人工造林

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況を勘案し、選定するものとします。また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然状況等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

(2) 天然更新

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなどとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとしています。

以上を踏まえ、当町における人工造林及び天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒバ カラマツ、トドマツ、エゾマツ アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む） ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ アオダモ	
天然更新の対象樹種	カンバ類、ナラ類、シナノキ、ハンノキ イタヤカエデ、ヤナギ科、ドロノキ、ハルニレ	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

2 植栽本数その他造林の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

① 人工造林

造林に際しては、寒風害等の気象害及び害虫等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早期に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水土保持林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うものとします。

植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツF1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽計画を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつて

は、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【育成単層林】

単位：本/ha

区 分		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	スギ	その他針	広葉樹
植栽本数	密仕立	2,500	2,500	3,000	2,500	4,000
	中庸仕立	2,000	2,000	2,500	2,000	3,000
	疎仕立	1,500	1,500	2,000	1,500	2,000

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めることとします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月初旬～5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月中旬

② 天然更新補助作業

ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植え込みを行うものとします。

なお、定期的に更新の状況等を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとします。

(2) 育成複層林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。また、天然下種により更新を確保する場合であって、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。特に、水土保持林にあっては、林地の安定化を目的として、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に導入するものとし、複層状態の森林へ誘導する際は、天然更新木を活用した針広混交林化を推進するものとします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

福島町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

福島町森林整備計画で示すトドマツの中庸仕立て植栽本数が2,000本/haであることから、 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 天然生林施業

主として天然力を活用することにより更新を図るものとしますが、定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ刈出し等の更新補助作業を行うものとします。なお、刈出し等の更新補助作業の方法等については、(2)育成複層林施業に準じます。

3 伐採跡地の更新すべき期間

(1) 皆伐

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新を図るものとします。

また、ぼう芽更新又は天然下樹更新によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新補助作業を行い、施業後5年を経過して、天然更新の不十分な箇所には、補植等を行って更新を確保するものとする。

(2) 択伐

択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後5年以内に人工造林又は天然更新補助作業を行い更新を図るものとします。なお、施業実施前に天然更新が完了している場合には、この限りではないものとします。

(3) 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が、林地面積(注3)に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって更新完了とします。また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える状態で、林地面積に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況の異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

(注1) 高木天然林とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10メートル以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

なお、当該森林は、主として人工林を対象とするとともに、天然下種更新に必要な母樹の賦存状況その他の自然条件や、天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等を勘案して定めます。また、次の箇所は含めないものとします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

(5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

森林の区域（林小班）	参 考
該当なし	

上記の森林は、伐採後「伐採跡地の更新をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

5 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に対応できるよう樹種を選定するものとします。また、効率的な森林整備を行うため、植栽に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽計画を検討するものとします。

(2) その他造林に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めるものとします。

- ① 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。
- ② 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図るよう努めるものとします。

第4 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

資源の循環利用林にあつては、自然条件や経営目的に応じ、適切な間伐を行い、利用価値の向上を図るものとします。なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	施業体系	間伐の時期（林齢）						間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	6回	
スギ	植栽本数 3,000本/ha 仕立て方法 密仕立て 主伐時の設定 700本/ha	22	30	42	55	—	—	選木方法 ～定性及び定量 間伐率 20～33%
カラマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 450本/ha	26	36	48	—	—	—	選木方法 ～定性及び定量 間伐率 20～33%
トドマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 450本/ha	21	28	36	45	—	—	選木方法 ～定性及び定量 間伐率 20～33%
スギ (道有林)	植栽本数 3,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 130～470本/ha	23	33	43	53	73	93	選木方法 ～定性及び定量 間伐率 20～30%

注1) 「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、下層木の成長を促すものとします。また、針葉樹林から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・受光伐を行うものとします。

水土保全林にあつては、下層植生の発達を確保し、林地の安定化を図るため、常に適度な光が射し込むよう配慮するものとします。また、森林と人との共生林で生活環境の維持に不可欠な森林にあつては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、立木の密度、下枝の着生状態、葉量の保持等に配慮し、間伐を実施するものとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するもの

とします。

除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。また、つる切りは、育成の対象となる林分の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期については、次表のとおりとします。

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
スギ	春	①	②	②	①	①				△	
	秋		②	②	①	①	①				△
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	春			△							
	秋				△						
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春				△						
	秋					△					

注) カラマツにはグイマツ等を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐、枝打

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。なお、保育の方法等については、(1) 育成単層林施業に準じます。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 資源の循環利用林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害の恐れがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、

間伐の推進に努めるものとします。

- ① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。
- ③ トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

4 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

人工林については、計画的な間伐の実施を推進することとし、植栽時に立てた仕立て目標に応じて収量比数を定めます。

樹種	仕立目標	収量比数	備考
カラマツ	中庸仕立て	0.8	
トドマツ	中庸仕立て	0.8	
スギ	中庸仕立て	0.8	

収量比数とは、森林の混み具合を相対的に示す指標です。現実の森林の蓄積と理論上もっとも混み入った状態の材積との比で、0から1の値の間で表されます。値が1に近いほど森林が混んでいることとなります。北海道では、カラマツ及びトドマツ等について林分密度管理図を作成しており、林分の上層樹高(被圧木、枯損木を除いた林分の平均樹高)、材積から収量比数を算出できます。

収量比数 = 森林の立木の単位面積当たりの材積 / 樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積

第5 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

「間伐を実施すべき標準的な林齢」を相当期間経過しているにもかかわらず、特段の理由もなく「間伐の標準的な方法」に定められている方法に従って間伐が実施されていない森林及び「保育の標準的な方法」に定められている方法に従って保育が実施されていない森林を、次のとおり定めるものとします。

要 間 伐 森林番号	森林の所在		面積 (ha)	間伐又は保育の方法		期間	備考
	位 置	林小班		種 類	方 法		
1	千軒地区	45-173 -229	0.28 0.24	間伐	本数率おおむね 30% で形成不良木等に偏 ることなく実施する こととする。又、侵入 木および不良木の除 去、つる切りについて も合わせて実施する	5年以内	
間 伐 計			0.52				

これらの森林については、間伐又は保育が適正に実施されていないことから、それぞれに揚げる方法及び時期に従って、着実に実施することとします。

第6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林（水土保全林及び森林と人との共生林）です。

また、公益的機能別施業森林以外の森林の区域については、第1の2「森林の整備及び保全の基本方針」において示した「資源の循環利用林」として整備を進めるものとします。

1 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水源かん養機能等維持増進森林(水土保全林)

① 水土保全林の区域

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮が特に求められている森林を基本として、それぞれの森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等からみて一体的な森林の整備及び保全が図られることが望ましい森林について別表1のとおり定めます。

② 複層林施業を推進すべき森林の区域

水土保全林のうち、急傾斜地等に位置し、山地災害防止機能を高度に発揮させるため非皆伐が望ましい森林であって、森林の齢級構成が単純で林道や作業道等が十分に整備されている等、複層林施業の実施が必要かつ適切であると見込まれるものについて、別表2のとおり定めます。

③ 長伐期施業を推進すべき森林の区域

水土保全林のうち、溪流や河川沿い等に位置し、水源かん養機能を高度に発揮させるため、主伐の時期を特に長くすることが適切な森林であって、森林の齢級構成、林道の整備状況等からみて、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）の実施が必要かつ適切と見込まれるものについて、別表2のとおり定めます。

(2) 環境保全機能等維持増進森林(森林と人との共生林)

① 森林と人との共生林の区域

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮が特に求められている森林を基本として、

それぞれの森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等からみて一体的な森林の整備及び保全が図られるよう、別表1のとおり定めます。

② 特に帯状に残存すべき森林の区域

森林と人との共生林のうち、風害又は霧害を防備するための森林等その遮へいを高度に維持する観点から、森林を帯状に維持しつつ主伐を行うことが適切な森林について別表2のとおり定めます。

③ 広葉樹等転換を必要とする森林の区域

森林と人との共生林のうち、森林内における樹種の多様性の増大の観点から、広葉樹の植栽あるいは天然下種更新により樹種の転換を図るべき針葉樹人工林について別表2のとおり定めます。

④ 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の区域

森林と人との共生林のうち、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、貴重な野生生物の生息・生育環境を形成する森林で、森林の構成及び配置の状況、地域住民の要請等からみて、広葉樹からなる風致の優れた森林を積極的に維持し、又は造成することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、別表2のとおり定めます。

(3) 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林

(1) (②、③を除く)又は(2) (②、③、④を除く)の区域のうち、保安林等以外の森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するため、施業の方法を特定する必要がある森林の区域を別表2のとおり定める。

2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法

(1) 水源かん養機能等維持増進森林（水土保全林）

① 水土保全林の区域における施業の標準的な方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮を図るとともに、生物多様性の保全に資するため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じた複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化を積極的に推進するものとします。

② 複層林施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定める。

③ 長伐期施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定めます。

(2) 環境保全機能等維持増進森林（森林と人との共生林）

① 森林と人との共生林の区域における施業の標準的な方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮を図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、自然環境の保全や景観の維持向上等、個々の森林に対する要請に応じた適切な施業を推進するものとします。

② 特に帯状に残存すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定める。

③ 広葉樹等転換を必要とする森林の区域における施業の方法
当該森林の区分における施業の方法を別表2のとおり定める。

④ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域における施業の方法
当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定めま
す。

(3) 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の施業の方法

(1) (②、③を除く)又は(2)(②、③、④を除く)のうち当該森林の区域における施業の方
法は、別表2のとおり定める。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結促進方法
特になし

(2) その他

樹種の特性或立地条件等の諸因子によっては、高齢級化へ応じられない森林もあること
から、当該林木の生育状態や近隣の森林状況、また、地域の高齢級の森林から伐採された
材の状態などの情報を参考に、長伐期等の施業の導入について検討することとします。

第7 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

第8 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

- ・ 本町の森林所有者の99%は5ヘクタール未満の小規模な森林所有者であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。
- ・ 本町の森林所有者は、半農半漁の兼業が多く、施業単位も零細なため、経営の共同化に向けた取組みが必要です。このため、流域単位として集団化が可能な地域にあっては、道、町、森林組合等による啓蒙・普及活動を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに森林組合等、林業事業者への施業の委託や共同化などを支援することにより、適正な森林施業の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

○ 合意形成と施業実施協定の締結の促進

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施を確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

○ 長期施業受委託の促進等

森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るものとします。また、不在森林所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとします。

○ 森林施業共同化重点実施地区の設定計画

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することとします。

(1) 森林施業共同化重点的実施区域の設定計画

該当なし

- ① 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第9 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組みが必要です。このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報誌やインターネット等を活用し発信するなどUJIターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつその受け皿となる林業事業者への経営体質強化を推進するものとします。

1 林業に従事する者の養成及び確保の方向

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など等高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの養成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

2 林業労働者及び林業後継者の育成方策

(1) 林業労働者の育成

新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安心して林業経営を維持できるよう支援します。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者等の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

施設の種類	位置	規模	利用組織	対図番号	備考
三岳寿の家	千軒・三岳地区	10人	林業研究グループ	①	

3 林業事業体の体質強化方策

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進するものとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や、事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。また、未利用材を有効活用した製品の開発、提供や森林見学ツアーなどの森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

第10 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

1 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーと、トラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取組むものとします。

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参考)	将 来
伐 採 造 材 集 材		チェーンソー	ハーベスタ チェーンソー
		チェーンソー	フェラバンチャ チェーンソー
		林内作業車	スキッド フォワーダ プロセッサ
造林 保育 等	地 拵	刈払機、トラクタ	刈払機、トラクタ
	下 刈	刈払機	高性能刈払機
	枝 打	ナタ、鋸	枝打機

3 林業機械化の促進方策

林業生産過程の効率性等に鑑み、作業工程に応じた機械を早期に導入することにより、森林組合、森づくりセンターの協力のもと、安定した事業量の確保、林業機械の共同利用体制の整備並びに機械操作者の養成確保を推進する。

第11 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備の方向

作業路を作設する際は、既設の林道等の路網配置、想定される作業種や作業体系と利用期間、機械化の状況等を踏まえるとともに、植生や景観に配慮した路線計画や工法により、既設林道と適切に組み合わせた効率的な配置に努めるものとします。

既設の作業路のうち、路網密度が低い地区や育成複層林など短期間で繰り返し施業を行う森林にあるものについては、必要に応じて路面の草刈りや路肩・法面の保全等を行い継続的

な活用に努めるものとしします。また、排水施設の暗渠等呑口における流木や土砂の流入、集材作業箇所や土場での土砂流出の防止等について、過去の被災状況を鑑み、よりきめ細かな対策を検討するものとしします。

2 作業路網の整備計画

路線名	位置	延長 (km)	利用施設		他の路線との関係			対図 番号	備考
			種類	数量(ha)	名称	種類	箇所		
吉野線	4 林班 115-125	0.6	保育・間伐	18	国道 228 号	国道	中間	△	
兵舞NO. 2	3 4 林班	0.6	保育・間伐	51	兵舞林道	林道	中間	△	
兵舞NO. 4	3 4 林班	0.3	保育・間伐	25	兵舞林道	林道	中間	△	
白符NO. 1	2 5 林班	0.4	保育・間伐	15	日向林道	林道	中間	△	

3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

効率的、合理的な森林施業を行うため、機械管理施設、災害防止施設、その他森林の整備及び保全に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、施設コストの軽減に努めるものとしします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
機械保管庫	福島地区	165 m ²	◇	

第 1 2 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材の利用に向けて、消費者への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組みます。また、地材地消の推進に当たっては、住宅用建築材をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、森林バイオマスの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとしします。

- ・ 林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画
該当なし

第 1 3 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林施業計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林施業計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、福島町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林施業計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとしします。

- ・ 第 3 の 4 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ 第 4 の 4 の間伐を実施すべき森林の立木の収量比数となる場合における立木の材積を超え

る人工林の適切な間伐

- ・ 第6の1の(2)の③の広葉樹等転換を必要とする森林における針葉樹人工林の計画的な広葉樹への転換
- ・ 第8の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項を踏まえた施業等の共同化

2 生活環境の整備に関する事項

月崎・三岳地区町営住宅周辺の森林については、森林とのふれあいの場として整備されているが、景観を維持向上するため桜、カエデ類を中心とした特定広葉樹の植栽、不良木の除去とともに、キャンプ場、管理施設・遊歩道等の施設整備をさらに進めることとする。また、魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なため、これらの事業を関係補助事業を活用し、積極的に推進することとする。

3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

福島川上流の茂山地区は、水資源のかん養の機能を特に発揮させる必要があることから、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図るものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林公園周辺については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから景観を維持するために針葉樹・広葉樹を問わず環境にあった植栽を行うとともに、キャンプ場、管理施設、遊歩道等の施設の整備を行うこととします。

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対 図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
森林公園	月崎地区	20ha 管理棟 1 棟 キャンプ場 1.0ha 遊歩道 3 km アスレチック・ バーベキュー舎 1 棟 休憩施設 1 棟 駐車場	月崎地区	20ha 管理棟 1 棟 キャンプ場 1.0ha 遊歩道 4 km アスレチック・ バーベキュー舎 1 棟 休憩施設 1 棟 駐車場 植栽 カエデ 50 本 桜 50 本 ムクゲ 30 本	□

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

町内の小・中学生を初めとした青少年に対して、自然の大切さと故郷への愛着をはぐくむため、森林・林業体験学習会等を通じ、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

環境問題が喚起されている中、町有林はもとより、一般民有林に福島吉岡漁業協同組合にもより一層働きかけ、植栽をしていただけるよう取組みをします。

(3) その他

町内の小中学校の教職員と相談の上、学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる森林公園をPRし、森林の持つ「良さ」を体験していただけるよう進めます。

6 森林の土地の保全に関する事項

(1) 森林の土地の保全に関する事項

降雨等により、河川が汚濁する地域においては林産物の搬出時期や搬出方法等に留意し、林地の保全に努めるものとします。また、林地崩壊や流木被害の恐れがある地域については次の事項に留意し施業を行い、林地の保全に努めるものとします。

- ① 集材路等を作設する際は、路線の配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努めるものとします。

なお、溪流沿いの集材路等の作設は、極力避けるものとします。

- ② 樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林化や長伐期化を推進するものとします。

(2) 森林の保護及び管理に関する事項

森林は、保健・文化・レクリエーション活動等を目的として年々利活用が増加していることから、森林の各種機能を維持、向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきています。このことから、森林の保護及び管理に当たっては、次の事項について 推進するものとします。

- ① 山火事を未然に防止するため、発生頻度の高い市街地周辺の森林や自然公園等入り込み者の多い地域を対象に重点的に森林巡視を行うとともに、ポスター等を活用した予防啓発等に努めます。
- ② 病虫獣害については、被害の早期発見に努めるとともに試験研究機関と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めます。

(3) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどして防止対策に努めるものとします。
- ② 市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに効率的、合理的な森林の保護及び管理を推進します。

7 その他

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要

整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強いほうの施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。なお、保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、福島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ha以下とします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、地質、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、こ

の率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は次表により行います。なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法の規定によるが、道立自然公園にあつては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことが出来ます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の 10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 ① 一伐区の面積は、2ha 以内とします。 ただし、疎密度 3 より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ha未満となるよう留意するものとします。

エ 鳥獣保護区特別保護区内の森林

鳥獣保護区特別保護区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっての一般的な取り扱いは次のとおりとします。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。
- b その他の森林にあつては伐採種は定めないものとします。
- c 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。
- d 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	制 限 内 容
その他の制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が1ha未満のもの。 ② 森林施業計画で、皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名所又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上の努めることとします。

(4) 森林保護に関する事項

本町におけるエゾシカによる食害面積は、天然林を中心に依然として増加傾向にあり、最近では人工林への被害が拡大しつつあります。このような状況から有害鳥獣駆除による被

害防止だけではなく、道などの関係機関の協力を得て、抜本的な被害防止策に努めることとします。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

【一般民有林】

区 分	森 林 の 区 域	
	林 班	小 班
水土保全林	1	2～6
	2	20, 23～64, 71～90, 92～113
	3～42	全域
	43	8, 10, 14～27, 29～31, 33, 37～49, 51～54, 58～61, 65～68, 70～73, 77～79, 84, 90, 102, 125, 126, 173, 176, 178, 188, 190～198, 205～208, 214, 215, 220, 221
	44	4, 6, 73, 110, 111
	45, 46	全域
	47	8～22, 26～73, 75～90, 92～126
森林と人との共生林	1	1
	2	1～19, 21, 22, 65, 67～70, 91
	43	1～7, 9, 11～13, 28, 32, 34～36, 50, 55～57, 62～64, 74～76, 82, 83, 86～89, 91～101, 103～124, 128～170, 174, 175, 180～187, 189, 199～204, 209～213, 216～219, 222
	44	1～3, 5, 7～72, 75～109, 112～125
	47	1～7, 23～25, 74, 91

【道有林】

区 分	森 林 の 区 域	
	林 班	小 班
水土保全林	1	1～4, 99
	2	全部
	3	1, 4, 99
	4	1, 99
	5	2, 8, 51～56, 96
	6	全部
	7	1～5, 9, 99
	8	1～3, 5
	9～27	全部
森林と人との共生林	1	5～8, 95
	3	8
	4	2, 4
	5	1, 3, 7
	7	8, 95
	8	4, 95, 96
	28	全部

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域

【一般民有林】

区 分		森林の区域		施 業 の 方 法
		林班	小 班	
水 土 保 全 林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし		<p>原則として主伐の時期は、標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上とします。</p> <p>施業に当たっては、公益的機能をより高度に発揮させるため、林木の生育状態や病虫害の発生状況等に留意し、下層植生の維持に配慮しながら、計画的な間伐等を実施するものとします。</p>
	長伐期施業を推進すべき森林	3	109, 148, 150	
		4	115	
		5	152, 161～165	
		7	8, 13, 15, 17	
		8	1, 40	
		9	37, 47, 54, 57	
		11	17, 86, 163～170, 172～174, 181, 183, 188, 190, 192, 195, 218	
		13	2, 13, 14	
		14	136～139, 142, 150, 151	
		15	43, 47	
		25	74, 86	
		26	8, 11, 224, 246, 249, 253, 266, 268, 269, 290, 291, 305	
		27	8, 72, 90, 94, 97, 98, 101	
		34	53, 55, 57, 58, 60, 61, 64, 67	
		35	17, 19, 21～23, 28, 49, 51, 57～60	
		36	32, 33, 39	
		38	68, 70～72, 83, 90	
		39	23, 25～29, 33, 35, 36, 38, 42, 44, 45, 47, 53, 54, 55～60, 63, 73	
		40	179, 180, 183～185, 284～286	
	42	1		
	46	169, 171～177		
	47	36, 37, 50		
		計 232.30Ha		
	更新を確保するため伐採方法を特定する必要がある森林	該当なし		
	農地、林地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を特定する必要がある森林	該当なし		

区 分		森林の区域		施 業 の 方 法
		林班	小 班	
森林と人との共生林	特に带状に残存すべき森林	該当なし		
	広葉樹等転換を必要とする森林	該当なし		
	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林	該当なし		
	自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要がある森林	該当なし		
	生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要がある森林	該当なし		

【道有林】

区 分		森林の区域		施 業 の 方 法
		林班	小 班	
水 土 保 全 林	複層林施業を推 進すべき森林	10	53, 54, 57, 59, 61～65, 67, 68, 71～74, 76, 79～81	<p>択伐後に人工造林をする場合には 伐採の翌年度から2年以内に第3の 2の(1)に掲げた標準的な植栽本 数に上層木の材積伐採率を乗じた本 数以上を基本として植栽するものと します。</p> <p>また、択伐後に天然更新を図る場 合は、必要に応じてかき起こしや刈 り出し等の天然更新補助作業を行う ものとします。</p> <p>植栽樹種については、幼樹期の耐 陰性の高い樹種を主体とすることと します。</p> <p>複層林は、上層木の成長に伴って 林内相対照度が低下し下層木の成長 が抑制されることから、下層木の健 全な生育を促すため、適時に上層木 の間伐を実施することが必要です。 この場合、上層木の伐り過ぎによる 公益的機能の低下を避けるため、一 定の蓄積が常に維持されるものと します。</p>
		11	52, 55～66	
		12	51～62, 64～68	
		13	51, 54, 57～64, 66～68	
		15	51～57	
		16	51～56, 58, 59, 62～65	
		17	52, 54～58, 60～68, 70～ 77, 79～83	
		18	51～54, 57～62	
		20	53, 54, 58～66, 68～71	
		21	51～54, 56～63	
		22	51～54, 56～58	
		24	51～57, 59～65	
27	53, 55, 57～59, 62～64, 66, 67, 69～73			
		計 832.00ha		